

乗鞍自動車利用適正化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「乗鞍自動車利用適正化協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、自然環境の保全、交流産業の振興及び適切な道路管理の観点から、主要地方道乗鞍公園線（乗鞍スカイライン）の自動車利用の適正化を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事務を行う。

- (1) マイカー規制の実施に伴う交通整理に関すること
- (2) 自然融雪以前の開放のための除雪に関すること
- (3) 自然環境保全及び地域振興に関すること
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は別表1に掲げるものにより構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、高山市長をもって充てる。
3 副会長は、岐阜県飛騨県事務所長をもって充てる。
4 監事は、会長が任命する。
5 監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は会計を監査する。

(会議)

第7条 協議会の会議は会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長を務める。

(幹事会)

第8条 協議会に幹事会をおき、別表2に掲げる者をもって充てる。

- 2 幹事会は、マイカー規制の具体的運営方法及び実施方法の見直し等、会長が必要と認める事項について検討するほか、必要に応じ意見を協議会に具申することができる。
- 3 幹事長は高山市副市長をもって充てる。
- 4 幹事長は必要に応じ専門部会を設置することができる。

(顧問)

第9条 幅広い視野からの指導・助言を得るため、岐阜県議会地元選出議員（高山市、飛騨市、大野郡）を顧問として置く。

(関係者の出席)

第10条 会長及び幹事長は、協議会、幹事会及び専門部会において、必要に応じ学識経験者等関係する者の出席を求めることができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、事務局を高山市丹生川支所及び岐阜県飛騨県事務所環境課に置く。

2 高山市丹生川支所の事務局においては、協議会の運営及び収入支出等にかかる事務を行う。なお、会計事務等の取扱いに関し必要な事項は、高山市の条例・規則等の例による。

3 岐阜県飛騨県事務所環境課の事務局においては、乗鞍自動車利用適正化方針の策定にかかる事務及び関係機関との連絡調整を行う。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に必要な経費は、構成員の分担金等をもって充てる。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。ただし、初年度は設立時から翌年3月31日までとする。

(基金)

第14条 協議会は、早期除雪を確実に実施するための資金に充当することを目的として除雪基金を設置する。

2 基金には、毎年度予算の定めるところにより積立金及びその他の収入を積み立てる。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有効な方法により管理しなければならない。

4 基金の運用から生ずる収益は、基金に編入することができる。

5 基金は、早期除雪の経費に要する財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(規約の改正)

第15条 規約の改正は、協議会の会議において決定する。

(補足)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は平成14年7月19日から施行する。

改正 平成17年2月1日

改正 平成18年4月7日

改正 平成19年4月6日

改正 平成20年4月7日

改正 平成22年4月5日
改正 平成23年4月5日
改正 平成24年4月5日
改正 平成25年4月5日
改正 平成26年4月8日
改正 平成27年4月9日
改正 平成28年4月8日
改正 平成29年4月7日
改正 平成30年4月5日
改正 平成31年1月10日
改正 令和3年4月21日